平成２７年（フ）第５６６号
神戸市垂水区清水が丘１丁目８番８号、従前の住所神戸市西区桜が丘西町２丁目20番地の16
債務者　藤岡めぐみ
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４４３号
兵庫県尼崎市南武庫之荘４丁目21番６－303号
債務者　門畑　正治
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４４１号
広島市西区高須４丁目24番３号
債務者　三崎　恵子
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２３４号
鹿児島県鹿児島市吉野町3073番地18（柳田ビル401号）
債務者　上迫　文治
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３１８４号
大阪府高槻市唐崎中４丁目22番９号
債務者　清水　隆司
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０号
愛媛県八幡浜市八代１丁目１番19号王子の森コーポ
債務者　矢野　ルミ
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２７年（フ）第５号
北海道紋別市南が丘町４丁目１番１－405号
債務者　木戸百合子（旧姓窪田）
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午前10時
旭川地方裁判所紋別支部

平成２７年（フ）第７１９４号
東京都世田谷区上北沢５丁目35－16－201
債務者　平島　立正
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１９５号
東京都北区志茂５丁目８－11－102
債務者　内野　孝代
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１９６号
東京都葛飾区東立石３丁目23－３　野口運送２Ｆ
債務者　車田　挙次
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２０７号
東京都町田市成瀬８丁目25－12－201
債務者　橋本　泰英
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２０８号
東京都中野区本町５丁目46－10－105
債務者　佐藤　和寿
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２１１号
東京都台東区松が谷３丁目14－７
債務者　高田　修吾
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２１２号
東京都新宿区横寺町37　関口荘１Ｆ
債務者　山口千鶴子
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部